

特別養護老人ホーム富竹の里（定員48名相部屋）利用料金表 令和元年10月1日～

第1段階 （市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者、生活保護受給者） （円）

介護度	サービス費（A）	日常生活継続支援加算（B）	看護体制加算 I + II（C）	精神科医療養指導加算（D）	栄養マネジメント加算（E）	夜勤職員配置加算（F）	（注）介護職員処遇改善加算（G） （A+B+C+D+E+F）×0.083	（注）介護職員等特定処遇改善加算（H） （A+B+C+D+E+F）×0.027	費用総額（I） （A+B+C+D+E+F+G+H）×10.14	保険給付額（J） I ×90%	自己負担額 I - J	食費	居住費	1日の料金	1月の料金概数 （31日の場合）
要介護1	559 単位	36 単位	12 単位	5 単位	14 単位	16 単位	53 単位	17 単位	7,219	6,497	722	300	-	1,022	31,701
要介護2	627 単位	36 単位	12 単位	5 単位	14 単位	16 単位	59 単位	19 単位	7,990	7,191	799	300	-	1,099	34,073
要介護3	697 単位	36 単位	12 単位	5 単位	14 単位	16 単位	65 単位	21 単位	8,781	7,902	879	300	-	1,179	36,516
要介護4	765 単位	36 単位	12 単位	5 単位	14 単位	16 単位	70 単位	23 単位	9,541	8,586	955	300	-	1,255	38,889
要介護5	832 単位	36 単位	12 単位	5 単位	14 単位	16 単位	76 単位	25 単位	10,302	9,271	1,031	300	-	1,331	41,226

第2段階 ・世帯全員及び配偶者(世帯分離している場合および内縁関係にある場合も含む)が住民税非課税で、本人の課税対象年金収入額 + 合計所得金額 + 非課税年金収入が80万円以下の方
・本人の預貯金等が1,000万円以下(配偶者がいる場合は夫婦合わせて2,000万円以下) （円）

介護度	サービス費（A）	日常生活継続支援加算（B）	看護体制加算 I + II（C）	精神科医療養指導加算（D）	栄養マネジメント加算（E）	夜勤職員配置加算（F）	（注）介護職員処遇改善加算（G） （A+B+C+D+E+F）×0.083	（注）介護職員等特定処遇改善加算（H） （A+B+C+D+E+F）×0.027	費用総額（I） （A+B+C+D+E+F+G+H）×10.14	保険給付額（J） I ×90%	自己負担額 I - J	食費	居住費	1日の料金	1月の料金概数 （31日の場合）
要介護1	559 単位	36 単位	12 単位	5 単位	14 単位	16 単位	53 単位	17 単位	7,219	6,497	722	390	370	1,482	45,961
要介護2	627 単位	36 単位	12 単位	5 単位	14 単位	16 単位	59 単位	19 単位	7,990	7,191	799	390	370	1,559	48,333
要介護3	697 単位	36 単位	12 単位	5 単位	14 単位	16 単位	65 単位	21 単位	8,781	7,902	879	390	370	1,639	50,776
要介護4	765 単位	36 単位	12 単位	5 単位	14 単位	16 単位	70 単位	23 単位	9,541	8,586	955	390	370	1,715	53,149
要介護5	832 単位	36 単位	12 単位	5 単位	14 単位	16 単位	76 単位	25 単位	10,302	9,271	1,031	390	370	1,791	55,486

第3段階 ・世帯全員及び配偶者(世帯分離している場合および内縁関係にある場合も含む)が住民税非課税で、本人の課税対象年金収入額 + 合計所得金額 + 非課税年金収入が80万円を超える方
・本人の預貯金等が1,000万円以下(配偶者がいる場合は夫婦合わせて2,000万円以下) （円）

介護度	サービス費（A）	日常生活継続支援加算（B）	看護体制加算 I + II（C）	精神科医療養指導加算（D）	栄養マネジメント加算（E）	夜勤職員配置加算（F）	（注）介護職員処遇改善加算（G） （A+B+C+D+E+F）×0.083	（注）介護職員等特定処遇改善加算（H） （A+B+C+D+E+F）×0.027	費用総額（I） （A+B+C+D+E+F+G+H）×10.14	保険給付額（J） I ×90%	自己負担額 I - J	食費	居住費	1日の料金	1月の料金概数 （31日の場合）
要介護1	559 単位	36 単位	12 単位	5 単位	14 単位	16 単位	53 単位	17 単位	7,219	6,497	722	650	370	1,742	54,021
要介護2	627 単位	36 単位	12 単位	5 単位	14 単位	16 単位	59 単位	19 単位	7,990	7,191	799	650	370	1,819	56,393
要介護3	697 単位	36 単位	12 単位	5 単位	14 単位	16 単位	65 単位	21 単位	8,781	7,902	879	650	370	1,899	58,836
要介護4	765 単位	36 単位	12 単位	5 単位	14 単位	16 単位	70 単位	23 単位	9,541	8,586	955	650	370	1,975	61,209
要介護5	832 単位	36 単位	12 単位	5 単位	14 単位	16 単位	76 単位	25 単位	10,302	9,271	1,031	650	370	2,051	63,546

第4段階 1割負担 （上記、利用者負担第1段階～第3段階以外の方） （円）

介護度	サービス費（A）	日常生活継続支援加算（B）	看護体制加算 I + II（C）	精神科医療養指導加算（D）	栄養マネジメント加算（E）	夜勤職員配置加算（F）	（注）介護職員処遇改善加算（G） （A+B+C+D+E+F）×0.083	（注）介護職員等特定処遇改善加算（H） （A+B+C+D+E+F）×0.027	費用総額（I） （A+B+C+D+E+F+G+H）×10.14	保険給付額（J） I ×90%	自己負担額 I - J	食費	居住費	1日の料金	1月の料金概数 （31日の場合）
要介護1	559 単位	36 単位	12 単位	5 単位	14 単位	16 単位	53 単位	17 単位	7,219	6,497	722	1,500	855	3,077	95,406
要介護2	627 単位	36 単位	12 単位	5 単位	14 単位	16 単位	59 単位	19 単位	7,990	7,191	799	1,500	855	3,154	97,778
要介護3	697 単位	36 単位	12 単位	5 単位	14 単位	16 単位	65 単位	21 単位	8,781	7,902	879	1,500	855	3,234	100,221
要介護4	765 単位	36 単位	12 単位	5 単位	14 単位	16 単位	70 単位	23 単位	9,541	8,586	955	1,500	855	3,310	102,594
要介護5	832 単位	36 単位	12 単位	5 単位	14 単位	16 単位	76 単位	25 単位	10,302	9,271	1,031	1,500	855	3,386	104,931

- ・単位から金額へ換算及び保険給付額を算定する場合は、1円未満の端数を切り捨てます。
- ・実際の介護職員処遇改善加算（介護職員等特定処遇改善加算）の単位の算出方法及び単位数は、一月の総単位数（（サービス費A+加算B+加算C+加算D+加算E+加算F）×利用日数）に0.083（0.027）を乗じて得た数になります。一単位未満の端数は四捨五入します。
- ・表記介護職員処遇改善加算（G）、介護職員等特定処遇改善加算（H）の単位数は、1日の総単位数で計算しています。
- ・1月の料金概数（31日の場合）の額については、一月の総単位数から算出した介護職員処遇改善加算（介護職員等特定処遇改善加算）の値をもとに記載しています。
- ・実際の利用料は端数処理等のため、利用日数等により金額が変動する場合があります。

特別養護老人ホーム富竹の里（定員48名相部屋）利用料金表 令和元年10月1日～

第4段階 2割負担 (円)

介護度	サービス費（A）	日常生活継続 支援加算（B）	看護体制加算 Ⅰ＋Ⅱ（C）	精神科医療養 指導加算（D）	栄養マネジメ ント加算（E）	夜勤職員配置 加算（F）	（注）介護職員処遇改善加算（G） （A+B+C+D+E+F）×0.083	（注）介護職員等特定処遇改善加算（H） （A+B+C+D+E+F）×0.027	費用総額（Ⅰ） （A+B+C+D+E+F+G+H）×10.14	保険給付額（Ⅱ） Ⅰ×80%	自己負担額 Ⅰ－Ⅱ	食費	居住費	1日の料金	1月の料金概数 （31日の場合）
要介護1	559 単位	36 単位	12 単位	5 単位	14 単位	16 単位	53 単位	11 単位	7,158	5,726	1,432	1,500	855	3,787	117,806
要介護2	627 単位	36 単位	12 単位	5 単位	14 単位	16 単位	59 単位	12 単位	7,919	6,335	1,584	1,500	855	3,939	122,551
要介護3	697 単位	36 単位	12 単位	5 単位	14 単位	16 単位	65 単位	12 単位	8,689	6,951	1,738	1,500	855	4,093	127,437
要介護4	765 単位	36 単位	12 単位	5 単位	14 単位	16 単位	70 単位	13 単位	9,440	7,552	1,888	1,500	855	4,243	132,182
要介護5	832 単位	36 単位	12 単位	5 単位	14 単位	16 単位	76 単位	13 単位	10,180	8,144	2,036	1,500	855	4,391	136,857

第4段階 3割負担 (円)

介護度	サービス費（A）	日常生活継続 支援加算（B）	看護体制加算 Ⅰ＋Ⅱ（C）	精神科医療養 指導加算（D）	栄養マネジメ ント加算（E）	夜勤職員配置 加算（F）	（注）介護職員処遇改善加算（G） （A+B+C+D+E+F）×0.083	（注）介護職員等特定処遇改善加算（H） （A+B+C+D+E+F）×0.027	費用総額（Ⅰ） （A+B+C+D+E+F+G+H）×10.14	保険給付額（Ⅱ） Ⅰ×70%	自己負担額 Ⅰ－Ⅱ	食費	居住費	1日の料金	1月の料金概数 （31日の場合）
要介護1	559 単位	36 単位	12 単位	5 単位	14 単位	16 単位	53 単位	11 単位	7,158	5,010	2,148	1,500	855	4,503	140,206
要介護2	627 単位	36 単位	12 単位	5 単位	14 単位	16 単位	59 単位	12 単位	7,919	5,543	2,376	1,500	855	4,731	147,324
要介護3	697 単位	36 単位	12 単位	5 単位	14 単位	16 単位	65 単位	12 単位	8,689	6,082	2,607	1,500	855	4,962	154,653
要介護4	765 単位	36 単位	12 単位	5 単位	14 単位	16 単位	70 単位	13 単位	9,440	6,608	2,832	1,500	855	5,187	161,771
要介護5	832 単位	36 単位	12 単位	5 単位	14 単位	16 単位	76 単位	13 単位	10,180	7,126	3,054	1,500	855	5,409	168,783

- ・単位から金額へ換算及び保険給付額を算定する場合は、1円未満の端数を切り捨てます。
- ・実際の介護職員処遇改善加算（介護職員等特定処遇改善加算）の単位の算出方法及び単位数は、一月の総単位数（（サービス費A+加算B+加算C+加算D+加算E+加算F）×利用日数）に0.083（0.027）を乗じて得た数になります。一単位未満の端数は四捨五入します。
- ・表記介護職員処遇改善加算（G）、介護職員等特定処遇改善加算（H）の単位数は、1日の総単位数で計算しています。
- ・1月の料金概数（31日の場合）の額については、一月の総単位数から算出した介護職員処遇改善加算（介護職員等特定処遇改善加算）の値をもとに記載しています。
- ・実際の利用料は端数処理等のため、利用日数等により金額が変動する場合があります。

〈参考〉介護保険負担限度額の認定について

介護保険３施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設）やショートステイを利用する方の居住費・食費については、ご本人による負担が原則ですが、低所得の方については、居住費・食費の負担軽減を行っています。

軽減を受けられるのは、次の３つのいずれにも該当する方です。

（１）本人及び同一世帯の方全てが住民税非課税者であること

（２）本人の配偶者（別世帯も含む）が住民税非課税者であること

（３）預貯金等合計額が、単身者は1,000万円以下、配偶者がいる場合は両方で2,000万円以下であること

認定後交付された「認定証」は、事業所に提示してください。